

令和3年2月13日23時08分頃の福島県沖の地震における対応について

令和3年3月31日
原子力規制庁

令和3年2月13日23時08分頃に発生した福島県沖の地震では、原子力事業所所在市町村において震度6弱以上が観測され警戒事態に至ったことから、原子力規制委員会・内閣府事故合同警戒本部（以下、「事故警戒本部」という。）を設置し、原子力施設への影響の有無など情報を収集し、関係機関等への情報提供及び対外的な情報発信を行ったほか、事態進展に備えて関係機関との連絡体制構築など所定の対応を行った。以下、その具体的な対応等について報告する。

なお、今後、得られた教訓を整理し、関係マニュアル等に反映することとする。

1. 対応状況（詳細は別紙のとおり）

地震発生直後の初動対応は、宿日直勤務員4名で情報収集・集約等を行った。その後、順次参集した要員により、「原子力災害対策初動対応マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）等に基づき、各原子力施設の状況に係る情報収集・発信、事態進展に備えた関係機関との連絡体制構築など各機能班の業務を行った。主な対応は以下のとおり。

13日23:08頃	地震発生（最大震度6強、マグニチュード7.3）
23:20	事故警戒本部を設置（対象は女川、福島第一、福島第二）
23:47	施設状況FAX第1報を関係省庁等に送信
23:58	関係自治体に連絡体制の確立等の要請FAX送信（14日0:05に送信完了）
14日0:26	故障天災メール（政府関係者向け）第1報発信
0:35	緊急情報メール（一般国民及び報道関係者向け）第1報発信
2:05	事故警戒本部を廃止

【参考：原子力規制庁職員の参集状況】

宿直勤務員4名に加え、参集指示によりERC等に参集した原子力規制庁職員（累計）は以下のとおり。

地震発生から30分	約15名
同	1時間：約70名
同	2時間：約165名

2. 振り返り

(1) 初動対応

- ① 全国34箇所の原子力施設から施設状況が報告され、そのすべてについて情報

の収集・整理を行ったため、業務が輻輳した。このため、マニュアルで目安としている地震発生から 30 分以内での情報発信ができなかった（「故障天災メール第 1 報」は、地震発生から 78 分後の 14 日 0:26 に発信）。

- ② 東京電力福島第一原子力発電所からの情報連絡が遅れたこともあり、関係省庁等への「施設状況 FAX（第 1 報）」（23:47 送信）に同発電所の情報を含めることができなかった。
- ③ 初動対応に当たっていた宿日直勤務員と参集した各機能班（総括班、広報班、プラント班）要員との間で、次の業務について分担が適切になされなかった。
 - ・ 原子力施設状況の情報収集・発信（事業者からの FAX 受信、故障天災メール及び緊急情報メールの配信など）
 - ・ 報道関係者からの問合せ対応 など

（2）参集状況

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言中であったが、参集対象者全員に参集指示があり、プラント班などでは過密な状態になった。また待機室の手配などマネジメントする対策も迅速になされなかった。

（3）各機能班等の業務

- ① 機能班のうち参集要員が不足し対応できていない班に対して他班から応援要員を派遣した。【総括班から放射線班、オフサイト総括から医療班】
- ② マニュアル上、「事故警戒本部報（第 1 報）」は地震発生から 1 時間以内に作成し速やかに ERC 内に共有するとしていたが、地震発生から 1 時間 42 分後の 14 日 0:50 に共有された。【総括班】
- ③ 参集した要員が多数だったため、適切な業務分配がなされなかった。【プラント班】
- ④ マニュアル上実施するとされている業務のうち次のものが実施されていなかった。
 - 警戒本部設置時の委員長等への電話連絡【事故対処室長】
 - 「事故警戒本部報」の関係省庁等への FAX 送信【総括班】など

（4）情報共有・発信

- ① 地震発生直後、原子力施設の状況については、事業者からの速報（施設の状態や周辺モニタリングポストの値に異常がない旨の報告）を受け、「施設の異常情報は入っていない」旨を発信した。その後、事業者の現場点検等が進むにつれて使用済燃料プールからの溢水などが確認されたため、追加でこうした情報を発信した。
- ② 「事故警戒本部報」に誤りと認められる記載があった（例えば、関係地方公共団体への連絡体制確立等の要請の時刻、現地対策本部の設置の時刻）。

（5）関係地方公共団体や関係機関との連絡体制の構築

- ① 関係地方公共団体への要請文について、警戒事態の対象ではない茨城県の関係自治体へも誤って発出してしまい、その後取り消した。
 - ② 連絡網の不備等により一部の関係機関（量子科学技術研究開発機構、高度被ばく医療支援センター（弘前大学、福島県立医科大学、広島大学及び長崎大学））との連絡体制が速やかに構築できなかった。
- （6）事業者の対応
- ① 東京電力福島第一原子力発電所からの施設状況に関する情報提供が遅かった。
 - ② 東京電力の防災業務計画に基づく社内ルールでは警戒事態においてERCへリエゾンを派遣しないこととなっていたが、警戒事態でも派遣できるよう同ルールの見直しを検討している。
- （7）事故警戒本部の廃止
- ① 事故警戒本部の廃止決定（2:05 決定）が、参集要員全体へ伝達されるのに時間を要した（例えば、参集解除のメール送信は 2:39）。
- （8）その他
- ① 原子力規制庁（ERC）、オフサイトセンター、自治体などの間で原子力災害関連の情報共有を行うクロノロジーシステムにおいて適切に情報共有がなされなかった（情報を共有するあて先設定のミスなど）。

(別紙)

令和3年2月13日23時08分頃の福島県沖の地震に係る
原子力規制委員会の対応の概要

日 時	状 況
令和3年2月13日 23:08頃	地震発生 地震発生時刻：23:07 最大震度6強 マグニチュード7.3 震源 福島県沖 深さ55km
23:14	原子力規制委員会及び内閣府（原子力防災）の緊急参集対象者に緊急参集を指示（自動メール）
23:20	「警戒事態」を認定し、事故警戒本部を設置
23:20 ～23:40	女川 OFC、南相馬 OFC（福島第一）、櫛葉 OFC（福島第二）に現地警戒本部設置
23:45	東北電力即応センターと ERC が TV 会議接続。（女川原子力発電所の状況は、23:39に FAX 受信）
23:47	施設状況 FAX 第1報（女川、福島第二異常なし）を関係省庁等に送信
23:47	東京電力即応センターと ERC が TV 会議接続、東京電力福島第一原子力発電所に異常がないことを確認
23:49	施設状況 FAX 第2報（福島第一の異常なしを追記）を関係省庁等に送信（以後、情報更新にあわせて、第7報まで送信）
23:58 ～14日0:05	福島県、宮城県、茨城県の関係自治体に「連絡体制確立の要請」を FAX 送信（計38箇所）
0:26	故障天災メール（政府関係者向け）第1報発信
0:35	緊急情報メール（一般国民及び報道関係者向け）第1報発信
0:44	茨城県の関係自治体に対し、連絡体制確立の要請取消しを FAX 送信
0:50	事故警戒本部報の ERC 内への共有
1:16	事故警戒本部報を対外的に発信 （原子力規制委員会ホームページに掲載）
2:05	事故警戒本部を廃止
2:05 ～2:21	現地警戒本部廃止（女川 OFC、南相馬 OFC、櫛葉 OFC）
2:39	参集解除メール、警戒本部廃止 FAX 送信